

千歳市観光情報誌制作業務仕様書

1 業務名

千歳市観光情報誌制作業務

2 業務目的

本市では、本市の観光の魅力を効果的に伝えることにより国内外からの観光客の誘客を促進するため、観光情報誌を活用した情報発信の充実や誘致宣伝活動の取組を行っている。

近年は、旅行形態が貸切バスを利用した団体型から FIT（個人型）型に変化しており、また、目的地も有名な観光地から個人のニーズにより細分化がされており、団体型では目的地がすでにパッケージ化されているが、FIT では自身で観光地を探していくため、観光情報誌の需要は高い。

また、WEB サイトの充実により、国内外を問わず観光客の情報収集の仕方が変化し、観光情報誌の役割も変化しているところである。旅ナカにおける情報収集（着地型）はその手軽さから WEB サイトが担い、旅マエにおける情報収集（発地型）には、簡潔にまとめられた観光情報誌が用いられるように変化している。

以上のことから、従来の「発地・着地併用型」観光情報誌では情報量が多く取捨選択に時間がかかるため、本市の魅力・ブランド・楽しみ方を簡潔に伝えることができる、写真をメインとした（詳細な事柄は WEB へ誘導するような）旅マエ用の観光情報誌を制作することとした。

本業務では、本市の観光の魅力を PR する観光情報誌について、平成 31 年度に制作した千歳市観光情報誌「今日のちとせ」のリニューアルとして、主に旅行博や物産展等（BtoC）においての一般消費者への配布を想定し、近年の観光客の旅行形態やニーズに対応した内容の新規観光情報誌を企画・制作・印刷し、観光客の誘客を促進することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日（予定）

4 業務内容

(1) 千歳市観光情報誌制作に係る企画、アイデア、対象の取材等

※ 千歳市観光ホームページ「ちとせの観光」との連動性や、活用方法も考慮して作成すること

(2) 千歳市観光情報誌のデザイン、レイアウト、文案作成、必要な画像の提供

※ 写真、イラスト等誌面の構成に必要な資料等は受託者において所要額の範囲内で調達することを基本とするが、市が保有する素材のうち使用を希望するものについては使用可能とする

※ 業務遂行上必要となる機材、ソフトウェア等については、受注者において準備、負担すること。

- (3) 千歳市観光情報誌の電子データの作成及び納品
- (4) 千歳市観光情報誌の印刷及び納品
- (5) その他、千歳市観光情報誌の制作に必要な事項
- (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、本業務に関する提案

5 パンフレットの内容

- (1) 千歳市の観光資源の魅力、ブランド、楽しみ方など、実際に本市を訪れたくなるような要素を盛り込み、写真をメインとして理解しやすく紹介するもの
- (2) 旅行博や物産展等(BtoC)においての一般消費者への配布を想定し、誘致宣伝活動における実用性があるもの
- (3) 思わず手に取ってみたいくなり、本市への訪問の動機付けとなるもの
- (4) 地域やテーマの掲載バランスを考慮すること
- (5) カラーユニバーサルデザイン及びメディアユニバーサルデザインに対応したもの
- (6) 位置や距離関係が分かりやすい地図
- (7) 本市のアクセスの優位性が分かる交通情報
- (8) 体験型コンテンツなどを組み合わせたモデルコース
- (9) 宿泊施設案内

6 仕様等

- (1) サイズ 特に指定はなし
- (2) ページ数 概ね16頁～22頁(表紙含む)、フルカラー
※ ページ数は目安とし、変更可能とする
- (3) 言語 日本語

7 留意事項

(1) 特記事項

ア パンフレットのデザイン及び掲載内容については市と協議により決定するため、企画提案による掲載内容及びデザインは変更する場合がある。

イ 民間施設の掲載にあたっては、誘客促進と一時事業者利益などに配慮してリストアップし、事前に市と協議すること。

ウ 本業務により作成されるデザイン、写真等すべての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び28条に規定する権利を含む)、所有権を市に譲渡すること。

エ 成果品の所有権は、受託者が市に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、市に移転するものとする。

オ 成果品は市が自由に二次利用(印刷物の制作、ホームページへの掲載等)できるものとする。

カ この仕様に定めのない事項については、別途協議を行う。

(2) 成果品

ア 観光情報誌

50,000冊

イ 観光情報誌の電子データ 一式

※ Adobe Windows 版 Illustrator 形式の再編集可能なデータ及びアウトライン化済みのデータ、PDF データを Microsoft 社 Windows10 で読み取り可能な DVD 又は CD-ROM に格納し提出すること

ウ 写真テキスト等のデータ 一式

(3) 納品場所

千歳市観光スポーツ部観光課（千歳市役所本庁舎 1 階 12 番窓口）

(4) 校正・確認

校正作業は、市が校了と判断するまで行うものとする。

(5) 契約及び業務実施上の基本的事項

ア 受託者は、契約の履行にあたって、受託業務の意図及び目的を理解し、そのノウハウを最大限発揮するとともに、委託者と緊密な連携を取り、誠実に実施しなければならない。

イ 受託者は、常に中立性を保持するとともに、業務の実施にあたり法令等を遵守しなければならない。

ウ 受託者は、業務上知り得た事項について守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を委託者の許可なく使用又は利用してはならない。

エ 委託者は、業務遂行上、必要な資料等を受託者に貸与することができる。この場合において、受託者は貸与された資料等を業務完了後、直ちに委託者に返還しなければならない。

オ 業務委託契約に記載のない事項で、業務実施にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者の相互協議のうえ決定するものとする。

(6) 見積・企画提案に関する基本的事項

ア 本仕様書を参照し、千歳市の考え方等を承知のうえ、より適当と考えられる企画内容等を提案すること。

イ 各事業者が行う見積・企画提案書作成及びプレゼンテーション等に要する一切の費用は、各事業者の負担とする。